

2016年度
中小企業等海外侵害対策支援事業
(模倣品対策支援事業)
公募要領

日本貿易振興機構（ジェトロ）
知的財産課

はじめに

日本貿易振興機構（ジェトロ）では、海外で知的財産権の侵害を受けている中小企業に対し、現地で調査を実施することにより、模倣品・海賊版の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況などの情報を提供し、その侵害調査及び一部の権利行使等にかかった費用の2/3（最大400万円）を助成します。

1.申請

(1)申請までの流れ

4.申請条件を満たしているかをご確認下さい。



具体的な被害状況、調査内容、申請条件等について確認させていただきたいため、事前にジェトロ知的財産課までご連絡下さい。



必要事項を記入した申請書と添付書類をジェトロ知的財産課までご提出下さい。

1.申請

(2)申請受付期限

2016年10月31日（月）17:00厳守

（期限内随時受付）

- 申請時期によってはご希望の内容全てを実施できないことがございますので、お早めにお申込みください。特に摘発実施までを希望されている場合、より長い期間がかかりますので、早めの申請をお勧めします。
- 助成枠が一杯となり次第、締め切りとさせていただきます。
- 申請受付期限内に到着した場合でも、書類に不備がある場合は受付となりませんのでご注意ください。
- 本事業は単年度事業のため、申請に基づき調査及び権利行使等を実施した場合でも、**2017年2月末日**が完了(現地調査機関から現地ジェットロ事務所への最終的な報告書提出まで)期限となりますのでご了承ください。2017年3月は支払手続きに移行させていただきます。

2. 提出書類

以下の書類をご提出下さい（別紙2参照）。

- 申請書

申請書は、下記のジェトロのウェブサイトから入手することができます。

http://www.jetro.go.jp/services/ip_service/

- 登記簿謄本の写し
- 直近の決算書の写し
- 調査・摘発等対象国・地域における権利登録証の写し
- 現地での模倣品被害を証明する資料（模倣品と真正品の比較資料）
- 暴力団排除に関する誓約事項及び役員名簿

その他、本調査の参考となる過去の調査結果資料があれば、ご提出ください（任意）

3.審査

ご提出いただいた書類の内容に基づき、採否の審査を行います。採否の決定までに約2週間かかり、結果については申請者にお知らせします。

4.申請条件

以下の条件を全て満たすこと

(1)申請者が中小企業基本法に基づく中小企業の要件を満たす法人（別紙1参照）であること。

※ただし地域団体商標については、地域団体商標の登録を受けることができる者のうち、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人。

(2)申請者が所有、またはライセンス許諾を受けられる権利について次の条件を満たすこと。

対象製品が調査及び権利行使等実施国において申請者の登録済みの特許権、実用新案権、意匠権、商標権の権利に抵触する可能性があること。

ただし、中国の商標に限っては、未登録であっても既に公告中であれば、登録済みに準ずるものとして申請を受け付ける。

※出願中の権利に関しては、最終的に権利が取得できなかつた場合、経費は全額自己負担いただきます。

4.申請条件

(3)対象国における権利侵害の可能性を示す証拠があること

※例：製品サンプル、写真、取引伝票、カタログ、侵害品を掲載したウェブ画面のコピー、その他権利の抵触性を示す資料、事情説明書

(4)他の機関から同様の助成を受けていないこと。

(5)実施後3年の間に権利行使などの進展があった場合は、ジェトロに対する報告義務を負うこと。

(6)ジェトロと常に連絡を取れる担当者を配置すること。

(7)申請書類提出前に、原則ジェトロ本部(東京)にて面談の機会を設けること。

5.助成内容

(1)ジェトロが委託した海外の外部調査機関（調査会社、法律事務所、特許商標事務所など）への支払い費用を対象とします。費用には侵害調査費用、警告状作成及び送付にかかる費用、商標権・意匠権（中国のみ）侵害に対する行政摘発にかかる費用、税関登録やウェブ削除にかかる費用などを含みます。

※侵害訴訟費用は含みません。

※調査機関との打合せなどに伴い発生した申請者の国内外への出張費、事務費などは含みません。

※複数国の調査であっても助成可能です。

※過去に助成を受けている支援内容は対象外です。

5.助成内容

(2)原則として1申請者に対する申請回数は1回／年度とし、複数回の申請は認めません。

(3)原則として、審査開始後の申請書の変更は認めません。

(4) 1申請者あたりの助成金額は調査費用の2／3です（助成上限額400万円）。

6.調査等の実施と 費用の支払い

- 申請者とジェトロ本部が契約を締結した後、ジェトロ海外事務所と調査機関等が契約を締結し、調査を開始します。
- 調査開始後は、調査機関およびジェトロと常に連絡が取れるような体制を取っていただくようお願いいたします。
- 一連の調査等の終了後、ジェトロ海外事務所が調査機関に支払いを行います。その後、申請者の自己負担分について、ジェトロ本部より請求します。

7.注意事項

- ご提出いただいた書類などは返却いたしません。
- 申請内容・実施結果は公開しません。ただし、普及・啓発の観点から、結果概要の公表にご協力をお願いすることがあります。
- 報告書の実効性や証拠力については、ジェトロが保証するものではありません。
- 内容によっては、ご要望に添えない結果となる場合がありますが、費用の自己負担分についてはお支払いいただきます。
- 費用の円換算にあたっては、ジェトロの規程レートを適用させていただきます。

7. 注意事項

- 暴力団排除に関する誓約に違反した場合、違法な行為又は不正な行為を行った企業からの申請、その他ジェトロが不相当と判断する申請及びジェトロの目的に合致しない申請はお断りします。
- 調査等の委託先はジェトロの規程に則って選定されるため、必ずしもご希望に添えない場合がございますが、何卒ご了承ください。
- 入手した模倣品サンプルは自社でしっかりと管理してください。
- **現地の情勢等により、必ずしも調査希望国で調査等の侵害対策が行えるとは限りません。**
- 採択後に別途必要書類の提出をお願いすることがありますが、その際はジェトロが指定した提出期限を厳守してください。

8.書類提出先・ お問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）

知的財産・イノベーション部 知的財産課
宇都宮、櫻井、山本、小野

〒107-6006

東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

電話：(03)3582-5198 FAX：(03)3585-7289

E-mail：CHIZAI@jetro.go.jp

(別紙1)

中小企業基本法に基づく中小企業の要件を満たす法人

・資本金基準又は従業員基準のいずれかを満足する企業

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 資本金の額又は出資の総額	従業員基準 常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（情報サービス業を含む）	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

※常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まない。

※法人格のない個人事業者を含む。

※NPO法人は含まない（NPO法人とは、「非営利」で規約等がある民間組織をいう。）

ただし、以下の項目に該当する中小企業を除く。

・発行済み株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一の大企業（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く）の所有に属している法人（以下、みなし大企業という）。

・発行済み株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一のみなし大企業（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く）の所有に属している法人。

・発行済み株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く）の所有に属している法人。

・役員の総数の2分の1以上を大企業（みなし大企業含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く）の役員又は職員が兼ねている法人。

(別紙2) 添付書類

添 付 書 類	部 数
(1) 登記簿謄本の写し (2) 直近の決算書の写し (3) 調査・摘発等対象国・地域における権利登録証の写し (4) 現地での模倣品被害を証明する資料 (模倣品と真正品の比較資料) (5) 本調査に参考となる過去の調査結果資料 (任意) (6) 暴力団排除に関する誓約事項および役員名簿	各1部

・申請者が権利の所有者でない場合は、当該申請者がライセンス被許諾者であることを示す書類。

・添付書類が日本語又は英語以外の言語で書かれている場合は、日本語又は英語の翻訳文の提出を求める場合がある。

・申請書については可能な限りマイクロソフトオフィス・ワード形式で電子メールにて提出する。